

漏水等における水道料金の減額について

○対象となる漏水

宅地内地中、家屋の床下、壁の内側等における給水管の破損による漏水で、管理者が注意したにもかかわらず漏水が生じた場合。

○減額手続き

所有者は、減免申請書(水道担当課に備えています)を漏水修理完了日から3カ月以内に修理箇所の図面(位置図及び平面図)を添付して提出してください。

※審査の結果、減額が受けられない場合もあります。

■問い合わせ先

西予市役所 上下水道課

電話:0894-62-6411